

(NPO離婚・別居後の子ども面会交流・権利促進協会
(略称:NPO子ども面会交流促進協会) から名称変更しました)

平成29年12月
現在の会員数72名

広がる当NPOの活動

理事長 降籬志郎^{しょうどう}(勝道)

HUGは 国際的連れ去りを禁止した国際法のハーグ条約の「ハグ」
相手を抱きしめ、安堵感と新たな向上の意欲を生み出すための「ハグ」
そして、親子の絆を意味する「ハグ」

【1.会の名称が変わりました】

これまでの「NPO離婚・別居後の子ども面会交流・権利促進協会(略称:子ども面会交流促進協会)」から、「NPO子ども・家庭支援センターHUG」に変わりました。平成29年7月28日、県の認証を受けました。

「HUG」という名前には、冒頭に掲げた私たちの強い思いが込められています。

【2.平成29年度総会を開催しました】

平成29年5月27日、安曇野市豊科地域交流学習センター『きぼう』にて平成29年度総会が開催されました。参加者は次の各位です。山口利幸副理事長、平林明理事・安曇野市議会議員、杜雅鈴相談員(監事)、下村真紀子相談員、青木豊子松本市議会議員、事務局降籬多鶴子、それに理事長降籬志郎(勝道)の7名です。正会員数61名、委任状提出者39名でした。

平林明理事が議長に選出され、平成28年度活動報告・会計報告、平成29年度活動計画・予算計画、当会の名称の変更、役員の変更、利用規約の見直し、など承認されました。新理事に青木豊子松本市議会議員が選任されました。

【3.研修会を行いました】

総会の前、「やってみてわかった離婚カウンセリングの特徴」というテーマで理事長がミニ講演をし、杜相談員(監事)が連れ去りや離婚を巡る日本の司法機関や学校の現状についてお話ししました。

また、家庭裁判所調査官と信濃毎日新聞社文化部記者がオブザーバーとして参加されました。

【4.相談・面会交流支援活動をしています】

相談活動として、毎月4回以上、県下各地で無料相談会を開催しています。長野市ふれあい福祉センター、伊那市いなっせ、上田市南部公民館、安曇野市豊科地域交流学習センター「きぼう」、事務局等で行っています。マスコミに開催日時と場所を広報し、事前に申し込んで頂いています。

子育てや面会交流・養育費に関する相談を、会を立ち上げた平成28年4月から29年11月までで169件(延べ件数・電話相談も含む)実施しました。

また、面会交流支援(付き添い型と受け渡し型)は、同期間で19件実施しました。東京の弁護士事務所や家庭裁判所調査官からのケースの依頼もあります。

ホームページで当会の存在を知り、広島県など遠方からメール相談が入ることもあり、メールでの対応もしています。

NPO 子ども・家庭支援センターHUG

〒399-8305 長野県安曇野市穂高牧252 理事長 降籬勝道(志郎)
Tel 0263(83)2745 Fax 0263(83)4161 メール t-furihata@nifty.com
ホームページ <http://apvisitation.wixsite.com/home/blank>

【 5 . 県議会で初めて審議されました 】

7月5日(水)、県議会文教委員会で、須坂市選出の村石正郎議員が、県教育委員会に対して離婚家庭の児童・生徒の実態と対策について質問されました。

小松容 心の支援課長が「親の愛情、生活習慣、学習習慣の上で大切なので、重大な関心をもって関わって行きたい」と答弁されました。

【 6 . 民生児童委員への啓発活動を始めました 】

長野市民生児童委員協議会地区会長会が行われた会場にお邪魔し、当NPOの活動を紹介、ご協力をお願いしました。

民生児童委員の活動を支える長野県社会福祉協議会事務局に、理事長と山口副理事長が出向き、当NPOへのご理解とご協力をお願いしました。

長野県社会福祉協議会が開催した県内12カ所の民生児童委員の研修会会場において、当NPOのパンフレットと、山口副理事長作成の「民生児童委員の皆様、学校教育に携わっておられる皆様へのお願い」(3,4頁に掲載)の文書を配布いたしました。とりわけ、地域の学校と関わりを持つ主任児童委員研修会には、東北信の会場には山口副理事長が、中南信会場には理事長が出向き、ショートスピーチをさせていただきました。

【 7 . 長野県の養育費・面会交流支援モデル事業業務に取り組んでいます 】

長野県県民文化部こども・家庭課の新規事業「養育費・面会交流支援モデル事業業務」の公募に応募し、当NPOが受託しました。平成29年11月から平成30年2月に行われる当NPOの「無料相談会」事業は長野県のモデル事業となりました。活動費が支給される予定です。

【 8 】

今年も当NPOに対し、会員の皆様の会費の他、企業や個人の方々からの善意のご寄付を戴き、活動をさせて頂いております。改めて感謝申し上げます。



平成29年5月27日総会

【お知らせ】

< 無料相談会 >

1	平成30年1月6日(土) 安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」
2	平成30年1月8日(月) 長野市ふれあい福祉センター
3	平成30年1月13日(土) 安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」
4	平成30年1月27日(土) 岡谷市諏訪湖ハイツ
5	平成30年1月28日(日) 長野市ふれあい福祉センター
6	平成30年2月12日(月) 安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」
7	平成30年2月25日(日) 長野市ふれあい福祉センター
お問い合わせ、お申し込みは 事務局まで TEL 0263(83)2745	

< 会費納入のお願い >

- ・ 会員の皆様には、会費納入にご協力戴きまして有難うございます。
- ・ 年会費は1,000円になっております。
- ・ 今年分をお振込み戴く場合、同封の振込用紙をご利用ください。
(今年度分を既に戴きました会員の方には、振込用紙は同封してありません。)

【民生児童委員の皆様、学校教育に携わっておられる皆様へのお願い】

NPO子ども・家庭支援センターHUG副理事長

元長野県教育長 山口利幸

1. 子どもの成長には生活環境を整えることが大切です。

学校教育に携わる者にとって、不登校やいじめ、非行などへの対応、即ち生活指導は学びの指導とともに教育活動の二つの柱です。生活指導と学習指導は相互に絡み合って子供の成長、人格形成の不可欠の両面をなしています。私は、近代日本の教育がこの両面を視野に入れてきたところに大きな特徴があると思っています。

「知・徳・体のバランスのとれた全人教育」が本県の「信州教育」の使命、目標に据えられてきたのもこのような子ども観、教育観からです。また、社会全体から見ますと、たとえ貧しい家庭の出身であっても教育を通じて貧しさからの脱却が可能となり、中間層の増大と社会の流動性（風通し）がよくなったのもこのような教育の成果といえます。

現在、「子どもの貧困」が社会の階層化とその固定化につながる恐れが出てきました。学校教育においても、「子どもの貧困」にどう向き合っていくかが大きな課題となっています。経済成長の時代から1980年代の低成長・成熟時代、そして金融資本の暴走によるバブル崩壊後の「失われた十年（二十年）」の中で急速に「子どもの貧困」が浮上してきました。「豊かな日本」の子どもの6人～7人に一人が「貧困家庭」にいるといわれています。スナック菓子の「食事」、まともな食事は給食のみ、洗濯や入浴不足で「くさい」といわれ不登校に、学用品や運動用品が買えなくて学習や部活に安心して入れない等々から、外から見えにくい家庭内でのネグレクトやDVの急増等々目を覆うばかりの状況が生じてきました。いま、子どもの成長の基盤となる生活環境が「貧困家庭」の増加などで崩壊している現実があります。家庭を支え、社会で子どもの環境を整える支援が喫緊の課題となっています。

2. 貧困家庭の増加の一因に離婚による母子家庭の増加があります。

「三組に一組が離婚」といわれるように離婚が増加しています。2015（平成27年）の離婚件数は約22万6000件、その約6割に未成年者がいて約20万人に上っています。一昨年から1年間に生まれる子どもが100万人を割りました。単純計算しますと、およそ5人に一人が離婚家庭で育てられる可能性があるという数です。我が国は離婚の際、親権を片方の親に限定する単独親権制です。欧米などでは通常共同親権制となっていますので、わが国は少数派です。しかも離婚の際、80%以上は母親が親権者となる中で、シングルマザーの子育てと仕事の両立の困難さや労働環境等の厳しさもあって、母子家庭の半数以上がいわゆる国民の平均所得の半分以下にある「貧困家庭」であり、子どもの6～7人に一人が「貧困家庭」にあるといわれています。

2012年（平成24）の民法改正では離婚時の面会交流と養育費の取り決めを行うことが明記されましたが、面会交流は3割前後、養育費を受け取っているのは2割未満にとどまっているのが実態です。親と子で構成される家庭の教育力が危機に瀕しています。また家庭を支える親族、地域や職場の力も衰退してきました。さらに人間関係の希薄化、「価値観の多様化」が拍車をかけています。

3. 親の離婚は未成年の子どもたちに大きな衝撃を与えます。そのような子どもと家庭を支援することは絶対に必要です。しかし、「家庭に介入する」ことは教員、学校にとって厚い壁があります。

親の離婚は子どもたちに「自分は捨てられたのではないか」「自分のせいで離婚したのではないか」「父（母）会いたいけど口にはいけない」等の気持ちにさせます。子どもが成長するには、自分は親など身近な大人に「愛されている」「必要とされている」「理解してくれている」といった気持が根底にないと生きる意欲が持てません。親の離婚による喪失感や生涯にわたって子どもの心に深い傷をもたらすことが多くあります。

このような中で不登校、いじめ、非行・犯罪の発生率も高くなります。不登校やいじめの背後に貧困や離婚に伴う様々な問題があることを踏まえた支援策が不可欠です。

支援がなく、子どもの健全な成長が阻害されたままですと、子どもや家族の平安はもとより将来膨大な社会的コストが必要となります。したがって、個別的にも社会的にも子どもの誕生からせめて高校を卒業し仕事に就くまでは、家庭環境に困難が生じて、基礎自治体を中心に社会の支えによって「一人前の大人」になれるよう支えることがきわめて重要です。

なお、この際、行政の医療・健康、福祉、教育、産業・労働など各分野のシステマ的な支援体制、即ち横断的かつ一体的、継続的な支援体制ができるかが鍵であると思います。

離婚は親にとっては男女関係の決裂ですが、子どもにとっては一方的に片方の親を失うこととなります。本来なら子供の成長にとって父性的なものと母性的なもの双方が両親によって提供されることが必要なのです。せめて成人するまでの間、親子関係が何らかの形で維持され、父親や母親として子どもに向き合う環境を整えることが大切ではないでしょうか。

私たちのNPO「子供・家庭支援センターHUG」は公正、中立の第三者的立場から、離婚・別居を決める前のカウンセリング、離婚後のカウンセリング、別れた親と子どもの面会交流等のお手伝いを通じて子どもの成長・発達を目指す組織です。国レベルにおきましても法制化による支援の動きが起きています。先の通常国会に議員立法で提出された『親子関係維持促進法』です。しかし残念ながら、ご承知のような国会の混乱の中で十分審議されず成立に至りませんでした。法案には私たちのようなNPO、民間団体の必要性和、地方公共団体が支援措置を行うよう明記されています。

4. 教育委員会と校長先生に当面のお願いです。

本年度、学校と社会（行政等関係機関を含む）をつなぐ専門職としてスクールソーシャルワーカー（SSW）が増員されました。県教育委員会のご努力に敬意を表したいと思います。将来的には、すべての学校に専門職としてのSSWが配置されることが理想ですが、そう簡単な道のりではありません。

そこで、次善の策として、学校評議員や県がすべての学校に設置を呼び掛けている「信州型コミュニティスクール」の運営委員に地元の子どもの家庭環境などを一番承知している民生委員、主任児童委員さんを選任していただき、地域の医療・保健、福祉、NPOを含めた関係機関との連携・協働の中で子どもと保護者を支える体制を作っていただきたいと思います。また、同時に、校長・教頭などの管理職研修、教務主任、生徒指導主任研修、養護教諭研修等関係する教員の研修会に私どもNPOを呼んでいただきたいと思います。

さまざまな具体例による実践的な研修のお手伝いができると考えております。



民生児童委員研修会

【 活動報告 】

相談員・面会交流支援員 杜雅鈴

別居、離婚、養育費、面会交流などの無料相談会を毎月4回県内各地で続けてきました。私たちの予想を上回るほど多くの方々が相談に訪れました。70名以上の子どもたちと関わり合い、相談者の涙に向き合ってきました。でも、相談を通して笑顔にも出会えます。1年以上別居したが、子どもたちのためにもう一度夫婦をやり直そうと離婚を考え直したケースや、調停や裁判で離婚するために相談に訪れたが、調停や裁判では時間とお金を浪費し、夫婦の葛藤が更に高まり、子どもにとって不利益になりやすいという私たちの説明を聞いて、協議離婚に変更し、養育費や面会交流をきちんと取り決めたケースもありました。

信濃毎日新聞11月21日の朝刊社会面では、県の「養育費・面会交流支援モデル事業」を当会が受託し、無料相談会を行うことが紹介され、12月15日の朝刊くらし面「子どもと別居親 交流支援に手を」では、当会の実際の活動の様子が記事になりました。6月から無料相談会や面会交流支援に新聞記者が同行され、私を含め関係者を熱心に取材されていました。取材を受けられた皆様ご協力ありがとうございました。記事の反響は大きく、当事者、県、各市町村、弁護士事務所、学校、幼稚園などから問い合わせがきています。

これからももっと離婚家庭の子どもたちと話をし、主役の子どもたちの心の声を聴き、寄り添いたいと思います。また、業務の増加に伴い、臨床心理士、相談員だけでなく、会報、ホームページ作り、事務ができる方、ITに詳しい方など各分野の人材に当会に来ていただきたいです。私たちの活動が子どもたち一人一人の幸せに結びつくことを願っています。

平成29年11月21日信濃毎日新聞より



県の委託事業で相談者の話を聞く降旗さん(左)と杜さん(右) 安曇野市

養育費や面会交流 離婚後の問題相談

23日上田 26日長野

県事業受託 安曇野のNPO法人

2011年の民法改正で、協議離婚時に子どもとの面会交流や養育費に関して子どもの利益を最も考慮して決めるなどの規定が盛り込まれた。県の事業はこうした国の動きを受けて実施。県とも・家庭課は「ひとり親家庭の貧困率は高く、子どもが養育費を受けられないことは課題。離婚を巡る相談の需要や、養育費などの取り決めなどのような困難があるのかを把握したい」とする。

同法人は、臨床心理士や弁護士、医師、元県職員らがメンバー。離婚が子どもに及ぼす心理的、社会的な影響を心配し、離婚や別居の悩みに助言したり、夫婦の話し合いを仲介したりする定期的な無料相談会を今年2月始めた。

同法人理事長で、安曇野市で「ふりはた子どもの種き相談所」を開く臨床心理士、降旗勝道さん(69)は「未成年の子がいる家庭の離婚では、夫婦が親権を争って冷静な話し合いができず、離婚後に子どものために協力することも難しくなる」と指摘。離婚の法律相談に応じる弁護士とは別に、夫婦間を取り持つ第三者機関の重要性を訴えている。

同法人メンバーで、国際結婚や、離婚を巡る法的手続きに詳しい長野市中国帰国者支援相談員の杜雅鈴さん(45)は「家族にとってどんな選択が

できるか考えるためにもまず相談を」と呼び掛けている。

無料相談会が23日午前9時～午後5時、上田市中央公民館、26日午前9時～午後8時、長野市ふれあい福祉センターで。12月以降も予定している。予約制。問い合わせは降旗さん(☎02693・83・2745、ファクス83・4161、メール+furinata@nifp.com)へ。

毎年20万人以上の未成年 両親の離婚に直面



別居する父親と子が公園でキャッチボールする様子を見守るNPO法人HUGの杜さん(6月)

子どもと別居親 交流支援に手を

年間20万人以上の未成年の子どもが親の離婚に直面している。司法は離婚後も両親が協力し、子どもが別居親と交流を続けられよう促すが、葛藤を抱えた元夫婦は連絡を取り、顔を合わせるのも難しい。こうした両親の間に立

ち子どもの抱抱立って子どもが別居親と会う日を調整したり、別居親の元へ連れて行ったりする。第三者機関の支援が求められている。

【藤田清佳】

県内NPO 面会付き添いの取り組み

11月下旬のある朝、NPO法人子ども・家庭支援センターHUG(安曇野市)の相談員杜雅鈴さん(45)＝長野市市の講師電話でメールが届いた。別居の父親と高小生の息を待ち合わせ場所の近くまで送ったと知る母親からの。しばらく後、父親から「会いました」という連絡を受け、杜さんは母親に父親と会いましたと電話で伝えた。元夫婦が互いに顔を合わせず、言葉も交わさなかった。

臨床心理士や弁護士、元職員の昨年9月に発足したHUGは、NPO法人として県内で初めて離婚や別居途の悩みに応える無料相談と、子どもと別居親の交流支援(付き添い)を行っている。子どもと別居親との交流について父親も母親、祖父母から相談を受ける。両親それぞれ話して子どものために合意できる交流内容を折り合わせる具体的な支援方法を求める。料金目安は1時間1千円(以降30分ごとに500円)だ。

県内の元夫婦は別居から6年、裁判を経て離婚に至った。子どもの利益を優先して別居親との面会交流を決めるよう定めた民法に基き、月1回の面会交流を決めたが、元夫婦は父親に会うのを嫌しみにして

連絡を取り、顔を合わせることに母親のストレスは強くなり、心身に症状が現れるようになった。

母親から依頼を受け、父親がHUGの承諾を得た杜さんは、面会場所に子どもを連れて行き、面会中も付き添って子どもを支援し始めた。両親それぞれの思いを聞き、子どもの様子を見ながら交流の時間を徐々に延ばし、付き添いも次第に減らして見守り、約1年を経て、父子だけの面会を試みている。

「今も元夫婦は顔を合わせたくない」と話す母親も、息子には父親に会うのを嫌しみにして

いよと感じてきた。この秋、杜さんから、息子の運動会に行きたいという父親の言葉を聞き、拒否しない心の余裕も出てきた。当日母親と離れて見守った父親は学校での子どもの様子を伝えることができた。

杜さんは「両親からの悩みも辛く受け止めて、葛藤を解消しない限り、面会交流は難しい。支援を通して、子どもの意思で別居親に会えるようになるのが目標」と話す。

HUGの副理事長を務める弁護士の内永浩さん(71)＝松本市によると、たとえ離婚協議区にドメスティックバイオレンスや加害者待の訴えがあっても、裁判所は民法には従って、子どものための面会交流を努めようとする傾向があるという。面会交流がすべて子どもの利益でかなうのかという判断を要め、子どもを支援する仕組みが不可欠と指摘している。

千葉のNPOに聞く 必要な視点と課題は

離婚後の面会交流を子どものために取り決めるよう明文化した2011年の民法改正当時から、面会交流支援を続ける千葉市船橋市のNPO法人ウィズの理事長羽賀晃さん(45)と副理事長の光本歩さん(29)に、面会交流支援に必要な視点と課題を聞いた。

光本さんは13歳で両親が離婚し、父子家庭に育った。「別居親に会うことは、子ども自身が自分の親を知る機会。子どもが指し示さない以上、親の都合でその機会を奪ってはいけません」と話す。「両親が倒れるなど子どもが困った時にも、助けを求められる大人はいない」。ウィズでは子どもも3歳以上であれば個別に面会する。とはいえ、子どもは親の顔を見て本音を言わないし、自分の本音は何か分かっていないこともあると光本さん。子どもはどちらも両親とも信頼

「親の都合で面会機会奪わないで」



NPO法人ウィズの光本歩さん(左)と羽賀晃さん(右)。親子と別居する親を支援する手掛けている。

関係を築き、できるだけ子どもの情報を聞き取りたいと考える。光本さんによると、親が離婚した子どもの多くは、親の争い姿を見たくないと答えて、親の争いを避けたいと訴えている。

別居親との面会交流を巡っては、今年1月、長野市で別居する父親が、子どもを連れてきた母親を殺害した後、自殺し、4月には兵庫県伊丹市で、面会中の父親が娘と無理心中する事件が起きた。伊丹市の事件の母親は第三者機関の利用を考えたが、近くなる、費用負担もあり、あきらめたいという報道がある。事件を受け、どんな支援が必要かを考え、働きだすと指摘する。

ウィズは昨年厚み、静岡市と浜松市の事業委託で、両市で無料の面会交流支援を行っている。羽賀さんは「公的支援は対象者が限られたり、単年度で支援を終える必要があったり課題は多い」としつつ、「面会交流支援を広げるには、行政の施策が必要」と話している。

平成29年12月15日信濃毎日新聞より